

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：島原振興局

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	島原振興局	管理部 総務課	2019年 2月13日	島原振興局職員運転公用車リース契約	1,021,248	長崎市万才町3-5 住友三井オートサービス株式 会社 長崎支店 支店長 山本 泰正	平成31年3月でリース期間が満了する職員運転公用車2台について、2年間の再リースを行うもの。 現在使用している2台の車両の走行距離は8.5万km~8.6万kmであるが、特に不具合は生じておらず、2年間の再リースは可能と判断され、新規のリース契約よりも経済的に有利に契約できることから、現在のリース業者と随意契約により再リース契約を締結するものである。	第167条の2第1項 第7号
2	島原振興局	建設部 河港課	2018年 5月9日	平成30年度島原振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	1,013,040	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められるため、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
3	島原振興局	建設部 河港課	2018年 7月24日	堀川外河川自然災害防止工事(測量業務委託)	3,132,000	島原市新山2-9002 株式会社 上田測量設計 代表取締役 上田 幸成	平成30年6月29日および平成30年7月5日~7日にかけての梅雨前線豪雨により、河川護岸の崩壊や洗掘など、管内の2級河川約20箇所が被災を受けており、そのうち当該業務の対象である南島原市内では8箇所が被災を受けた。 今後、災害復旧事業を国へ申請するため災害査定準備を行う必要がある。 通常、災害発生後2ヶ月以内に災害査定が行われるため、被災箇所の現地測量を早急に行い査定設計書を作成する必要があるが、通常の指名競争入札を行った場合、測量委託業務の契約までに約3週間を要し、期限までに全被災箇所の査定設計書を作成することが極めて困難になる。 以上のことから、管内での測量実績があり現場にも精通し早急に対応可能である左記の業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を結ぶものである。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	島原振興局	建設部 河港課	2018年 7月27日	千々石川外河川自然災害防止工事(測量業務委託)	4,212,000	島原市今川町1850-9 有限会社 横田測量 代表取締役 横田 徹	平成30年6月29日および平成30年7月5日～7日にかけての梅雨前線豪雨により、河川護岸の崩壊や洗掘など、管内の2級河川20箇所が被災を受けており、そのうち当該業務の対象である雲仙市内では12箇所が被災を受けた。 今後、災害復旧事業を国へ申請するため災害査定準備を行う必要がある。 通常、災害発生後2ヶ月以内に災害査定が行われるため、被災箇所の現地測量を早急に行い査定設計書を作成する必要があるが、通常の指名競争入札を行った場合、測量委託業務の契約までに約3週間を要し、期限までに全被災箇所の査定設計書を作成することが極めて困難になる。 以上のことから、管内での測量実績があり現場にも精通し早急に対応可能である左記の業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を結ぶものである。	第167条の2第1項 第5号
5	島原振興局	建設部 河港課	2018年 9月26日	中ノ場(3)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆登記業務委託)	4,992,840	諫早市永昌東町9番26-4 03号 石橋事務所 代表者 石橋 孝作	今回委託する業務は、平成29年度までに一般競争入札により委託した調査・測量業務の成果をもとに登記に必要な地籍測量図及び調査報告書等を作成し、登記嘱託を行うものである。 不動産登記法によると、実際に調査・測量を行った者が、地籍測量図の作成者として署名又は記名押印しなければならない、とされている。 よって、本業務については、調査・測量を実施した石橋事務所 代表者 石橋孝作に委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
6	島原振興局	建設部 管理課	2019年 3月27日	口ノ津港及び須川港緑地管理業務委託	1,042,200	南島原市西有家町里坊96-2 南島原市 南島原市長	南島原市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「口ノ津港及び須川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を南島原市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、南島原市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、南島原市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
7	島原振興局	建設部 管理課	2019年 3月29日	小浜港及び多比良港緑地管理業務委託	2,231,280	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市 雲仙市長	雲仙市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「小浜港及び多比良港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を雲仙市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、雲仙市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、雲仙市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：島原振興局

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	島原振興局	建設部 道路第一課	2018年 5月2日	一般国道251号道路災害防除工事(監督補助業務委託)	13,608,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
9	島原振興局	建設部 道路第一課	2018年 8月23日	一般県道荒牧尾登線道路改良工事(積算技術業務委託)	3,024,000	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出や変更設計額の基礎となる設計書を作成するものであり、業者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
10	島原振興局	建設部 道路第一課	2018年 11月27日	一般国道389号外1線道路改良工事(積算技術業務委託)	3,834,000	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出や変更設計額の基礎となる設計書を作成するものであり、業者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
11	島原振興局	建設部 用地課	2018年 4月25日	用地取得事務委託(新山本町線街路改良工事)	10,687,000	島原市上の町537 島原市土地開発公社 理事長 柴崎 博文	用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により民間業者に委託することは適当でなく、契約の相手方が限定される。 島原市土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として島原市の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められている。 また、損失補償基準及び地元にも精通していることから補償内容などを把握しており、今後も継続的に委託することで安定した業務遂行が期待できる。 さらには、当事業と接続している市道霊南山ノ神線の事業内容も把握しているため、当事業と連携して進めることで効率的な用地取得が見込まれる。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	島原振興局	農林水産部 県南水産業 普及指導センター	2018年 10月19日	平成30年度ノリ漁場水質分析業務(単価契約 )	単価契約 別紙のとおり	西彼杵郡長与町高田郷364 0-3 公益社団法人 長崎県食品衛 生協会 会長 山口 弘勝	本契約による成分分析は、ノリ養殖場の直近の成長 促進要因および阻害要因情報を、すみやかにノリ養殖 業者に提供する目的で行うものである。調査日直近の 情報に基づいてノリ網を管理しないと、ノリの成長の 鈍化による収穫量の減少や、阻害要因への対応不足に よる病障害が発生し、状況によっては収穫量の20- 50%に影響が出ることがある。 分析項目のうち、栄養塩量(3態窒素含量)は成長 促進の指標、クロロフィルa値は競合生物である微細 藻類の量の指標となるため、できるだけすみやかに情 報を提供する必要がある。しかし、現状ではサンプル を採取して夕方に送付した場合、翌日13時までに分 析結果を得るのが最速の情報提供となる。これより時 刻が遅れると、漁業者が結果を反映した作業を実施す ることが難しくなる。 このため、サンプルを調査日夕方に送付し、翌日午 前中受け取りが可能な県内24者に対応の可・不可を 問い合わせたところ、予定者のみが、確実に翌日午前 中の分析実施、13時までの報告が可能であることが わかったため、同者との1者随意契約としたい。	第167条の2第1項 第2号
13	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 4月2日	山田原第2地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	9,025,000	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50 年5月23日付)の第4項で、「農業基盤整備事業の 実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は 、原則として文化財保護担当部局において実施するも の」とされ、当契約における相手方は雲仙市長(雲仙 市教育委員会)に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
14	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 4月4日	雲仙グリーンロード2期地区補助監督業務委託	3,348,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出さ れた承諾願い等について、設計図書と照合を行い、そ の結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告 に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や 工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報 管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要であ る。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的 な影響を受けず、「農業農村整備事業発注者支援機関 」として県内で唯一認定されている長崎県土地改良事 業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 5月1日	桃山田地区区画整理基本設計業務委託	11,340,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うは場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
16	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 5月15日	宮田地区区画整理基本設計業務委託	4,752,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うは場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
17	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 5月29日	諏訪地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	23,275,000	南島原市西有家町里坊96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施する」となっており、当契約における相手方は南島原市長(南島原市教育委員会)に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
18	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 6月1日	愛津原地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	52,672,750	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 6月23日	畑総島原地区補助監督業務委託	12,960,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定されている長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
20	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 7月12日	見岳地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	20,805,000	南島原市西有家町里坊96-2 南島原市 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」（昭和50年5月23日付）の第4項で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施する」となっており、当契約における相手方は南島原市長（南島原市教育委員会）に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
21	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 8月28日	愛津原地区区画整理実施設計業務委託	21,384,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会（以下、「土改連」という。）は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等（以下、「面工事業」という。）は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務（面工事業の調査、測量、設計）は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
22	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 9月10日	雲仙グリーンロード2期地区積算参考資料作成業務委託	2,754,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けない公益法人であり、併せて「農業農村整備事業発注者支援機関」として県内で唯一認定を受け、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 10月3日	三会原第4地区区画整理実施設計業務委託	12,960,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
24	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 11月21日	桃山田地区区画整理実施設計業務委託	14,364,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号
25	島原振興局	農林水産部 農村整備課	2018年 11月28日	宮田地区区画整理実施設計業務委託	12,096,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び101土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。 換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。 本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計においては精度の高い土量計算が必要であるが、県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものがないため、土改連を契約の相手方として特定した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：島原振興局

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2018年 6月11日	空池原地区換地計画等事務委託	5,540,400	南島原市加津佐町己2792-7 空池原土地改良区 理事長 酒井 光則	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 よって、空池原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
27	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2018年 6月11日	見岳地区換地計画等事務委託	2,462,400	南島原市北有馬町戊2749 見岳土地改良区 理事長 池田 庄治	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 よって、見岳土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
28	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2018年 6月11日	三会原第4地区換地計画等事務委託	10,724,400	島原市新町2-117-2 三会原土地改良区 理事長 林田 俊秀	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 よって、三会原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
29	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2018年 6月11日	愛津原地区換地計画等事務委託	2,494,800	雲仙市愛野町甲3997-1 愛津原土地改良区 理事長 松尾 文昭	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 よって、愛津原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
30	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2018年 6月11日	宮田地区換地計画等事務委託	2,106,000	雲仙市国見町土黒甲1079-1 宮田土地改良区 理事長 小川 清美	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 よって、宮田土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2018年 6月12日	桃山田地区換地計画等事務委託	19,548,000	雲仙市千々石町戊370-1 桃山田土地改良区 理事長 町田 一久	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 よって、桃山田土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
32	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2018年 6月18日	山田原第2地区換地計画等事務委託	15,454,800	雲仙市吾妻町大木場名63 山田原第2土地改良区 理事長 岩永 篤	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 よって、山田原第2土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
33	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2018年 6月25日	岡南部地区換地計画等事務委託	5,400,000	雲仙市南串山町丙10538 番地4 岡南部土地改良区 理事長 浅野 政輝	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 よって、岡南部土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
34	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2018年 6月27日	三会原第3地区換地計画等事務委託	12,398,400	島原市新町2-117-2 三会原土地改良区 理事長 林田 俊秀	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 よって、三会原土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号
35	島原振興局	農林水産部 用地管理課	2018年 6月29日	諏訪地区換地計画等事務委託	12,236,400	南島原市深江町丙419-7 諏訪土地改良区 理事長 濱本 康弘	当該業務の受託先は「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条の規定により、原則として市町が土地改良区またはその他知事が特別に認めた者に特定されている。 土地改良区は土地改良事業を行うための団体として土地改良法により特別に設立を認められており、市町と比べ換地計画等事務を行うにあたり受益者の事情に精通している。 よって、諏訪土地改良区を契約相手方とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

